

## 広島県告示第六百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

三次市甲奴町太郎丸字長谷平山二〇二、二〇三の一、二〇三の二、二〇六、字スリ宇祢山二二一、二二二、二二三の二、二二四、字柴サヤ両平二二八、二三〇、二三二の一、二三三、二三四、二三七、二三九、二四〇、字明神山二四六、二四七、字奥迫四一七、四二二の二、四二三の四、四二七の一、四二七の四、四二七の六、四二九の一、四二九の二、四三〇、四三一、四三四、字宗国四七六、五三九の二、五四一、五四三の一、五四三の二、五五七、五六〇、五六八の一、五六八の二、五六九、五七〇の一、五七〇の二、五七一、五七三、字大仙沖五八三

### 二 指定の目的

水源のかん養

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)